

株式会社 新潟丸和運輸 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間 平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 34 年 3 月 31 日 までの 3 年間

2. 内容

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を社員に周知する。

労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度を導入する。

(対策)

- ・ 育児・介護休業法などのパンフレットを人目のつくような場所に掲示する。
- ・ 子が出生した社員に対し、継続的に育児休業制度についての案内を行う。